

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽曳野市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

羽曳野市長

公表日

令和4年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	○地方税法の規定に基づき、個人住民税は、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税である。 ・住民及び税務署から提出された申告情報、給与支払者、年金保険者から提出された支払報告書を元に個人住民税額を賦課決定し納税者及び納入者に対し通知を行う。また、納税者の減免申請により個人住民税の減免を行なう。 ・賦課決定後においても必要に応じ税務調査を実施し、公平、公正な賦課決定又は賦課更正を行う。 ・賦課決定を行った個人住民税の収納管理事務を行う。過誤納となった場合は、還付又は充当を行う。 ・個人住民税を滞納した者に対し、督促、催告を行い、必要に応じて滞納処分の滞納整理を行う。 ・住民等からの申請に基づき住民税基本台帳ファイルから課税証明書、所得証明書、住民税決定証明書、住民税収滞納ファイルより納税証明書を発行する。 ○特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①個人住民税の賦課・更正・減免及び収納管理 ②賦課資料の管理 ③過誤納に関する還付及び充当 ④滞納者への滞納整理 ⑤課税証明書、所得証明書、住民税決定証明書、納税証明書の発行 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、各情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行なう。
③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 審査システム(eLTAX) 7. 国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 ・第9条(利用範囲)第3項 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条
	2. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課税担当課長 ・ 納税担当課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8585 大阪府羽曳野市萱田4丁目1番1号 羽曳野市総務部総務課 072-958-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8585 大阪府羽曳野市萱田4丁目1番1号 羽曳野市総務部税務課 072-958-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 審査システム(eLTAX) 7. 国税連携システム	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成28年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成28年11月1日	II しきい値判断項目 1. 計数時期	平成27年1月30日 時点	平成28年8月23日 時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成28年11月1日	II しきい値判断項目 2. 計数時期	平成27年1月30日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成28年11月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年11月17日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成26年6月25日法律第83号) ・第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 ・第9条(利用範囲)第3項 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 ・第9条(利用範囲)第3項 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月17日	I-4-②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)20条	1. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条 2. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22の2、23、24、25、26の3、28、31、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2条	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月17日	I 5.②所属長	課税担当課長 上野敏治	課税担当課長 木村武裕	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年11月17日	II しきい値判断項目 1. 計数時期	平成28年8月23日 時点	平成29年9月13日 時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年11月17日	II しきい値判断項目 2. 計数時期	平成28年9月30日 時点	平成29年9月13日 時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	I-5-②所属長	課税担当課長 木村武裕 納税担当課長 藤林弘欣	課税担当課長 ・ 納税担当課長	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	II -1-1いつ時点の計数か	平成29年9月13日時点	平成31年1月7日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	II -1-2いつ時点の計数か	平成29年9月13日時点	平成31年1月7日時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	IVリスク対策	－	様式変更のため新規作成	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月23日	II しきい値判断項目 1. 計数時期	平成31年1月7日時点	令和元年9月4日 時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月23日	II しきい値判断項目 2. 計数時期	平成31年1月7日時点	令和元年9月4日 時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22の2、23、24、25、26の3、28、31、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2条	120を119に変更	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和3年1月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項)	2. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和3年1月20日	II しきい値判断項目 1. 計数時期	令和2年9月3日 時点	令和元年9月4日 時点	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和3年1月20日	II しきい値判断項目 2. 計数時期	令和2年9月3日 時点	令和元年9月4日 時点	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	条項号ズレは、令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年9月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	条項号ズレは、令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年9月3日	II しきい値判断項目 1. いつ時点の計数か	令和1年9月4日 時点	令和3年8月5日 時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和3年9月3日	II しきい値判断項目 2. いつ時点の計数か	令和1年9月4日 時点	令和3年8月6日 時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 2. いつ時点の計数か	令和3年8月6日 時点	令和4年8月1日 時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 2. いつ時点の計数か	令和3年8月6日 時点	令和4年8月1日 時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22の2、23、24、25、26の3、28、31、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2条	2. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の2の2、59の2の3、	事後	条項号ズレ等によるもので、重要な変更該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため